

令和3年8月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年8月24日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時34分
- 4 閉会時刻 12時07分
- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
インクルーシブ教育推進担当部長 田所 健司
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
財務課長 藤野 智弘
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 8月臨時会 会議日程

日時 令和3年8月24日（火）

9時30分から

場所 神奈川県庁新庁舎 9階
議会第8会議室

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 臨教第22号議案 | 令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について |
| 臨教第23号議案 | 令和3年度教育委員会の点検・評価について |
| 臨教第24号議案 | 訴訟について |
| 臨教第25号議案 | 人事案件について |
| 臨教第26号議案 | 人事案件について |

日程第2

- | | |
|-------|---|
| 請願第4号 | 「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について |
|-------|---|

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---|
| 報告1 | 「神奈川県内における公立夜間中学の開設等に関連して、義務教育を十分に受けていない方々に対する教育施設の充実を求める要望書」について |
| 報告2 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |

教育委員会 8月臨時会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 8月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に吉田委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択について」ほか4件の付議案件がございます。
また、日程第2として「「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願がございます。
さらに、協議・報告事項として「「神奈川県内における公立夜間中学の開設等に関連して、義務教育を十分に受けていない方々に対する教育施設の充実を求める要望書」について」ほか1件の報告がございます。
お諮りいたします。日程第1の臨教第23号議案は、議会に報告する案件で、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件、また、臨教第24号議案は訴訟に関する案件、さらに、臨教第25号議案及び臨教第26号議案は、人事に関する案件であります。
よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。はじめに、進行の関係から日程第2の請願第4号に入ります。

請願第4号 「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について
説明者 増田高校教育課長

教育長 教育委員の皆様方には、すでに本請願に目を通していただき、また事情の陳述があ

った際に配られた資料もお目通しいただいていると思います。まず、確認のため、高校教育課長から要点の説明をお願いします。

高校教育課長　それでは請願第4号について、概要をご説明させていただきます。青のインデックス、請願第4号をお開きください。1枚おめくりいただき、請願の写しをご覧ください。請願者は「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」です。本請願については7月26日付けで提出され、8月3日の教育委員会8月定例会に付議され、継続審議となっているものでございます。

具体的な請願項目8点についてご説明をいたします。

まず1点目「2013年入試より実施した「定員目標設定方式」の検証を行い、全日制を希望する子どもたちが全日制高校に進学するのに十分な定員計画と条件整備を県が責任をもってすすめること。」

2点目「「全日制計画進学率」を県民に明示して生徒募集計画を策定すること。」

3点目「2022年度の計画進学率については、平成11年度策定の「県立高校改革推進計画」で掲げた最低目標値93.5%以上とすること。」

4点目、2022年度の生徒募集計画については93.5%以上の全日制進学率が達成できるよう、公立、私立の募集定員を策定することです。なお、私立高校の募集定員確保については、福祉子どもみらい局の所管となります。本委員会で採択することはできませんので、福祉子どもみらい局に本請願の写しを送付した上で、趣旨については伝えております。

続いて5点目「定員を充足させるために私立高校生徒の授業料実質無償化の対象所得限度額を撤廃し、私立高校入学者全員を対象とすること。また授業料以外の費用についての支援制度も充実すること。」です。このことについても、前項後半と同様に、福祉子どもみらい局の所管となりますので、同様に趣旨についてはすでに伝えているところです。

6点目です。「生徒募集計画の策定に当たっては、中学および高校の教員代表、PTAおよび保護者代表を、オブザーバーでなく正式メンバーとして参加させること。また、公聴会を開いたり、中学生・高校生の意見反映を図る仕組みを工夫するなど、より開かれた議論の場とすること。」

そして7点目「現在、10月のみ実施している「公立中学卒業予定者の進路希望調査」を、5月と10月の2回実施し、生徒の進路希望の実態をより正確に把握して、当該年度の募集計画に反映させること。」

最後8点目「生徒の学ぶ権利を保障するため、一学年9学級以上の大規模校や過密学級を生み出す高校統廃合を中止し、今後あらたな高校削減はおこなわないこと。また、大規模校を解消し、生徒個々に対応できる学習環境と新型コロナウイルス感染症対策としての学級内での身体的距離2m（最低1m）を実現するため、35人・30人・20人など少人数学級実現のための教育条件整備計画を策定すること。」の8点です。

請願第4号の説明については以上でございます。

教育長　それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第4号の審議を行います。請願は

8項目ありますが、項目4の「2022年度の生徒募集計画」というところの後段にある「私立の募集定員」という項目と、項目5の私学の学費補助、これについては県教育委員会所管外となりますので、ここでの審議はそれらを除いた項目、内容ということでお願いしたいと思います。また、請願の趣旨が広く意見を聞き、全日制希望者が全日制高校へ進学できるような定員計画をする旨、要望ということですので、8項目のうち、ただいま申し上げたものを除いて、それらを一括して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは一括して審議をいたします。改めまして、本請願について何かご意見やご質問等があれば、よろしくお願いします。

河野委員 まず、この請願項目の1と2と3と4のところに募集計画が述べられているのですが、改めて確認しますが、募集計画はどのように作成しているのでしょうか。

高校教育課長 募集計画の策定については、公立中学校の卒業予定者数の動向等に基づいて「公私立各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式」ということで行っています。全日制進学率の向上を目指した上で、公立と私立で協調して、生徒の受入れを目指していく、このような形で計画を立てております。

河野委員 公私で協調、共にという協調ですね。今の公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式ということなのですが、これが請願項目1の「2013年入試により実施した「定員目標設定方式」」のことだと思うのですが、令和3年度入学者の選抜の検証結果はどうなっているのでしょうか。

高校教育課長 令和3年度の入学者選抜の結果についての検証ですが、全日制進学者については、昨年度から0.2ポイント低下して、90.3%となっております。県内の公立高校としては、目標定員数に390人ほど届かない数値となっております。全日制進学率は0.2ポイント低下しておりますが「定員目標設定方式」への切替以降、引き続き全日制進学率については90%台を維持することはできているということで、今現在進めている公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式には、一定の効果はあったというとらえ方をしています。こうした検証結果については、私学の関係者とも定員協議を行う「神奈川県公立高等学校協議会」の場において、お互いに共有し検証をするという進め方をしているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 今お話いただいた「神奈川県公立高等学校協議会」での定員協議なのですが、今でも、校長あるいはPTA保護者の代表の方がオブザーバーとして参加されていると

思うのですが、具体的にはどういう意見がオブザーバーの方から出ているのでしょうか。

高校教育課長 今年度開催した「公私立高等学校協議会」の場では、神奈川県私学保護者会連合会の代表の方にもご出席をいただいておりますが、そのオブザーバーの方からは「経済状況によって私立高校への進学をあきらめている生徒がいるということですが、学費等の補助制度が充実してきている中で、まだまだ制度自体が十分に知れわたっていない部分があるので、是非一層の周知、徹底をお願いしたい」というご意見がありました。それ以外には、公立中学校の校長会の代表の方からですが、特に今現在、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、長期間にわたって出席停止となっている生徒がいると。そういう生徒の調査書の取扱いについては、是非、私立高校でもご配慮をいただきたいという、現場のご意見ということで出されています。

教育長 そういった意見については公私の協議会の中で協議して、反映できるものは反映しているという理解でよろしいですか。

高校教育課長 そのとおりです。私立学校側もその辺りを受け止めているという状況です。

教育長 分かりました。その他に、いかがでしょうか。

吉田委員 COVID-19に関して、請願項目8について教えてください。学級内での身体的距離2mと書かれていますが、現在の教室で2mをとると、一体その教室は何人ぐらい入ることが可能なのでしょうか。

高校教育課長 若干その学校によって教室の大きさに差はあります。2mという距離をとると、およそ15名から20名程度になるのではないかと見込んでいます。これを最低ということで1mにすると、1教室にはおよそ35人程度が入ると見込んでいます。

吉田委員 デルタ株、非常に感染しやすいということなので、配慮の上、配慮の上、配慮して距離だけではなくて換気等々も気を遣いながらやっていってほしいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 本請願全体を通じての趣旨なのですけれども、全日制の進学率の向上の点なのですが、必ずしも全日制が定時制、通信制よりもベターだということではないと思うのですが、全日制の進学率の向上を目指していくということでは、県教育委員会も請願者も同じ方向を向いているという理解でよろしいでしょうか。

高校教育課長 特に定時制、通信制を希望する生徒ももちろんいますので、そういった生徒の希望にもしっかりと応えていく、これは当然必要なことと考えております。それ以外にも、

公立と私立共に全日制の課程を持っておりますので、その公立と私立での協議の中では、全日制の進学率の向上も一定程度は目指していくということを、今までも確認をしてきたところです。したがって、この請願者の方が言っている考え方、この辺りは県教育委員会の考え方と大きく異なっていない点があると理解しているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

笠原委員 先だって請願者の方から提出資料があったかと思うのですが、その提出資料の中で、公立私立を含めた全日制の希望に関して、近年低迷傾向になっているとありましたが、事務局としてはどのようにとらえているかをお願いします。

高校教育課長 近年、生徒の多様な進路希望が出てきていることが一つの要因というふうには考えております。特に、県外の広域通信制を含めて、生徒たちが全日制だけではなくいろいろな進路を選んでいくという傾向が見られると考えているところです。公立においても、今年も去年と同様に新型コロナウイルス感染症の影響等がありまして、全公立展が開けないとか様々ありましたが、そういう中で県教育委員会としても各種の説明会においては、学科や課程の紹介、あるいは入学者選抜制度の説明や相談を可能な限り行うということで、公立高校の魅力をしっかりと中学生や保護者に引き続き伝えていくということが必要ととらえておりますので、各学校にもそういったことを働きかけていくという状況です。

笠原委員 重要なことですので、是非、働きかけをお願いしたいと思います。

下城委員 進学希望の子どもたちに対して、しっかりと全日制、定時制、通信制でもって、そのニーズに応えるというのが我々の役割であるし、請願の趣旨でもあると思います。今、説明があったように、近年、数字が90.3%というように低迷しているということは、広域通信制とか、私学の助成が充実してきて行きやすくなったとか、従来の昔の我々の時代などの公教育の考え方と現在の見方というのはいくらか変わってきている。特に神奈川県は、東京や首都圏に隣接している、東京に私学がたくさんある、そういう神奈川県としては、やはり県の事情が、埼玉県、千葉県とは違う事情があるのだろうとは思いますが。

改めて伺いたいのは、請願にある1999年の「県立高校改革推進計画」では計画進学率は93.5%だったと。改めてもう一度、この数字は一体どのような経緯で決まったのかということの説明してください。

高校教育課長 当時、公立と私立それぞれが受け入れる生徒の割合を決めておまして、公立中学校の卒業生全体の中で、全日制に進学する生徒がどの程度いるのかという割合として、計画進学率というものを定めたわけです。この93.5%という計画進学率ですが、当時の全日制高校への進学実績と中学校卒業予定者数をもとにして、この程度の人数は全日制に進学するものという見込みの中で策定をしたと承知をしているところです。現

在は、公立、私立の間での定員協議、先ほども申し上げたとおり、私立、公立各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定するという形にしておりますので、この計画進学率という考え方は、そこにおいては反映をしていない、そういう持ち方をしていないという状況で進めているところです。

下城委員

とは言え、目安として数字が上がっていくことを目指して努力しているという、そこは変わらないということですね。

教育長

他に、委員の皆様よろしいでしょうか。

いろいろとご質問あるいはご意見いただいておりますが、一括してということなので、私として提案をさせていただきたいと思えます。まず、定員計画の策定については、公立中学校の卒業予定者数の動向等に基づいて、公私それぞれが目標を設定する方式でやってきていると。その方式を採用して以来、それまで80%台とかそういったときがありましたが、全日制進学率の向上に一定の効果はあるだろうと。

それから、設置者会議で合意事項を尊重しながら、進学率の向上を目指して、公私協調で生徒を受け入れていくということ。また、定員協議の場で協議会において正式メンバーではありませんが、校長や保護者の方にお入りいただきご意見いただいたものを、それぞれで受け止めているという実態があること。それから、述べられている県立高校改革実施計画については、少子化に向かっていく中で、高校の活性化、質の高い教育の提供を目指すということで、それぞれ課程や学科あるいは地域、そういったもののバランスに応じて適正化を図っていこうということです。あとは、新型コロナウイルス感染症の関係につきましては、昨年度から引き続き、安全、安心を確保していくと同時に、授業においてその学びを継続していく。そういう形で学校現場が努力をし、できる限り生徒が主体的に活動に取り組むことができるように努めてきております。請願者が述べている趣旨として、県教育委員会が目指すべきものと同一のもの、当然これはあります。その部分をしっかり踏まえた上ですが、全体としては今申し述べましたように、不採択と私としては提案したいと思えますが、いかがでしょうか。

河野委員

一括してということなので、一つだけ項目7について質問してもよろしいですか。項目7のところは請願者から進路希望の調査を10月だけでなく5月にもというふうに出ていまして、募集計画に反映させてということもあるのですが、5月を含めた2回実施ということについて、どのようにとらえているかを伺いたいです。請願者がコロナ禍の状況も踏まえて5月を選定されているのか、もし分かったらそれも教えてください。

高校教育課長

まず、事務局として2回実施の中で、特に5月の実施については、その段階ではなかなか受検者自身が受検校に向けて考え方を固めきれていない。要するに、未定の部分が非常に多いと理解をしています。したがって、1学期が終了したところで保護者面談や三者面談等を行って、本格的な進路希望が受検者自身も固まってくるというこ

となので、10月の進路希望調査というのは実態を反映しているというとらえ方をしているところです。請願者の方が提案している5月という時期を選んでいる理由については確認をしておりませんので、また改めて確認が必要かと思えます。

河野委員　　今までも5月というご提示があったのでしょうか。

高校教育課長　　そうです。毎年5月ということでご提示をいただいています。

河野委員　　もしかするとコロナ禍を踏まえていないかもしれない、今分からないということですね。

教育長　　それでは、今のご質問の追加がありましたので、改めて今の高校教育課長の答弁も踏まえて、全体として一括して、私の方から提案させていただいているような理由で、不採択ということによろしいでしょうか。

全委員　　異議なし。

教育長　　それではご異議がないものと認め、請願第4号については、不採択と決しました。事務局において、本請願の結果と理由について文言を整理した上で請願者に通知してください。

なお、請願者に対しては、先ほど申し上げましたように、全体としては不採択と決しましたが、趣旨の一部については、私ども県教育委員会の認識と同じであるということもお伝えいただきたいと思えます。それでは、請願第4号については終わらせていただき、ここからの議事の進行については、会議規則第22条の2の規定により下城委員にお願いいたします。

下城委員　　それでは、次に日程第1の臨教第22号議案に移ります。

臨教第22号議案　　**令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について**
説明者　　増田高校教育課長

高校教育課長　　臨教第22号議案についてご説明します。議案名は「令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」です。

令和4年度に神奈川県立の高等学校及び神奈川県立の中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書について、別紙（案）の「令和4年度使用教科書選定一覧」のとおり採択いたしたく、ご審議をお願いするものでございます。なお、高等学校の教科書と中等教育学校の後期課程の教科書とは、法令等の定め等がほぼ同じですので、高等

学校の教科書を例に挙げながら説明をさせていただきます。

まず、教科書採択の法的根拠については、資料にはありませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で、教育委員会の職務権限の一つとして「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」が定められております。これを受けて、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第12条において「高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない。」と規定されていますので、本日採択をお願いするものです。

次に、採択手続きについてです。それでは青のインデックス、臨教第22号議案関係、1ページをご覧ください。ここには「令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」があります。次に2ページ「神奈川県立高等学校等使用教科書採択関係図」をご覧ください。ここには、高等学校等の教科書採択の流れを示しております。ただいまの採択方針に基づき、この図の右端上、高等学校等の欄にある教科書選定会議を各学校の校長が主宰し、使用希望教科書を選定して、7月に教育長宛に報告されています。この報告を受けて8月4日（水）に2ページの一番下の欄にある神奈川県立高等学校等令和4年度使用「教科書調査委員会」を開催しました。この会議において、各校の使用希望教科書の選定理由について点検をいただきます。この会議の結果を踏まえたものが、今回の議案となっています。なお、この会議の詳しい内容については後ほどご報告をさせていただきます。

「令和4年度使用教科書選定一覧」を作成するにあたって、各学校の使用希望教科書を選んだ理由をまとめたものが、お手元にある水色のファイル「令和4年度使用教科書選定理由一覧表」です。また、各学校が教科書選定を行う際の参考資料として事務局がまとめたものが、お手元にあるピンク色のファイル「高等学校用教科用図書調査研究の結果（令和4年度用）」です。少し枚数の多い、分厚いものになっています。

それでは二つの高等学校を例にとり、ご説明します。臨教第22号議案関係の資料にお戻りいただき、3ページ、横須賀高等学校の「令和4年度使用希望教科書選定に係る教育方針等」をご覧ください。選定の際に考慮する教育方針等として、4つほど挙げられております。読み上げは省略いたしますが、横須賀高等学校ではこれらの方針を考慮した上で、令和4年度に使用する希望教科用図書の選定を行いました。

資料をおめくりいただき5ページ「令和4年度使用教科書選定理由一覧」をご覧ください。まず初めに、一覧資料の概要についてご説明いたします。平成30年に告示された学習指導要領、いわゆる新学習指導要領が高等学校で実施されるのが、令和4年度入学生からとなります。そのため、今年度は大きく分けて、新学習指導要領に基づいて編集された教科書と、平成21年に告示された現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書の2種類があります。例えば、資料5ページ、横須賀高等学校1段目の種目には「1 現代の国語」となっており、教科書番号記号は「714 現国」とあります。そして使用学年が「1」となっています。これは平成30年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書であり、主に令和4年度入学生、1学年が使用する教科書ということになります。また3段目の種目をご覧くださいと「6（H21）現代文B」と記載されています。（H21）とある教科書については、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書であることを意味していて、主に2年生、

3年生あるいは定時制の4年生等が使用する教科書となっています。この表記については、本日も審議いただく水色のファイル「令和4年度使用教科書選定一覧」についても同様に表記されています。

改めまして5ページです。「令和4年度使用教科書選定理由一覧」をご覧ください。例として上から1段目の「現代の国語」の部分をご覧ください。ここでは、第一学習社「高等学校 精選現代の国語」を1年次で使用する教科書として選定しております。選定理由をご覧くださいと、まず、第一学習「高等学校 精選現代の国語」、桐原書店「探求 現代の国語」、東京書籍「精選現代の国語」の3点を中心に検討したとあります。こちらは選定の第一段階として、当該高校における教育方針等に基づいて、高等学校用教科書目録に掲載されている「現代の国語」の教科書の中から候補を絞り込んだということです。

続いて「第一学習社「高等学校 精選現代の国語」は、幅広い問題を提起し得る新旧の教材がバランスよく配置され、「論理分析」として情報と情報との関係について学ぶことができる。また、主体的・対話的で深い学びを実現するのに適した「活動の手引き」が各教材に設けられている。そのため、生徒の学習意欲を喚起し、幅広い分野に対する読解力を養成できると考え、選定した。」としています。この部分では3点に絞った後、生徒の立場に立って教科書の特徴を考慮し、最終的に1点を選定した理由が記載されています。原則として、どの学校のどの科目についても、このように選定理由の記載にあたっては3点程度の教科書に絞り、最終的に1点を選定したことが明確になるように記載しています。また、科目によっては発行される教科書が1点しかないものもあります。

例として横須賀工業高等学校の専門教科、工業を例にご説明します。資料12ページをお開きください。上から3段目「工業技術基礎」をご覧ください。ここでは、実教出版の「工業技術基礎」という教科書が選定されています。選定理由の読み上げは省略しますが、この教科書は、工業科の科目「工業技術基礎」の教科書としては唯一発行されるものです。この場合には候補の絞り込みはできませんが、教科書を研究し、教科書選定に取り組んでいることが示されています。ここでその他全ての学校の説明はできませんが、この2校と同様に、各科目の教科書を全て選定対象として検討した上で、校長が適切に使用希望教科書を選定しています。

続いて、教科書調査委員会での調査の状況についてご報告をいたします。臨教第22号議案関係2ページ、中段、8月の欄をご覧ください。8月4日に事務局職員、県立高校の校長、外部有識者、県高等学校PTA連合会役員等を委員とする「神奈川県立高等学校等教科書調査委員会」を開催しました。今年度も昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策のために、オンラインを活用して委員会を開催したところです。この会議で各学校から提出された使用希望教科書の選定理由について、分かりやすい記述となっているか、記述に誤りはないか等の点検をお願いしました。その結果、分かりやすく誤りのない記載であることが確認でき、適切に選定が行われていたというご意見をいただいたところです。

特にPTA連合会の代表の方からは「非常に丁寧に各学校の先生方が、教科書選定業務を行っており、生徒も喜んでいるのではないか」であるとか「非常によくやって

いただいていると感じており、教科書がこのように慎重に選定されているということは、保護者の立場としても非常にありがたく感じております」といったご意見をいただいたところです。

また、毎年ご参加いただいている外部有識者の方からは「各学校の実情から、選定方針等がしっかりと考慮されている。そして適切に選定されていることが確認できました」といったご意見をいただき、全体として適切に選定が行われているとご判断をいただいたところです。選定の経過等についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

下城委員 質問がありましたらお願いします。

ファイルがたくさんあるのですが、緑色のファイルは各高校ですよね。全部の高校から、選定に関わる教育方針と「学校としてはこういう方針で教科書を選ぶことにしました」という。選ばれる教科書としては、文部科学省の検定を通った目録の中から、ピンク色の調査研究の結果という、これはどこで作られたのですか。

高校教育課長 調査研究の結果については、事務局で作成しています。

下城委員 事務局というのは。

高校教育課長 教育委員会の高校教育課の指導主事が、主に各教科書の内容を確認した上で、調査研究をし、まとめたものです。

下城委員 これも参考に、今例として出していただいた各学校の選定理由を付けて、およそ3点の中から1点、教科によっては、教科書自体が一つしかない、目録に載っているものが一つしかないというものもあるけれど、大体3点の中から1点という形で進められてきて、最後、これが全部の高校の全部の教科についての一つ一つの教科書をこれに決めました、というのが上がってきているということですね。

高校教育課長 そうということです。

下城委員 それを我々が見て、最終的にいいですよと採択するという理解でよろしいですか。

高校教育課長 はい。

下城委員 分かりました。質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員 臨教第22号議案関係の裏面にある、ちょうど7月の時点で各学校から報告書、選定一覧、選定理由一覧が上がってきた段階で、事務局の方で調査確認をして、差戻しという言い方は変ですが、修正等を求めたようなところは今年度はあるのでしょうか。

高校教育課長 教科書自体の差替えを求めたものはありません。いろいろと報告書の記述内容等についての指導は行いますが、ものを変えるという指導はしておりません。

笠原委員 その調査内容の部分について何か書換えをお願いするといったことはなかったのですか。

高校教育課長 ないということです。

笠原委員 承知しました。

河野委員 8月4日の教科書調査委員会を今年オンラインでということなのですが、以前はオンラインではなかったわけで、もしここで何か課題を感じられるようなことが事務局側であったら、または委員の皆さんから出ていたら教えていただきたいのが一つ。あと事務的な確認を2点なのですが、先ほど例で教えていただいた横須賀高等学校、5ページを見ながら伺います。3点を中心にとということで、全てまず3点ピックアップすることが基本になっていると思うのですが、これは母数にかかわらず3点になっているということですか。

高校教育課長 はい。

河野委員 分かりました。もう一つ、これも事務的なことなのですが、この選定理由のところの文章の字数はこちらから提示していますか。というのが、フォントが大分違っていたので、何かその限定された中での、出す情報が違ってきてしまうといけないなと思ひまして、もしその辺り何か字数等、検討するようにとしていただければ教えてください。

高校教育課長 字数については、特に指定はしていません。と言いますのは、教科書のタイトル自体がかなり長いものもあって、そこでかなり字数を使ってしまうということもありますので、長くなると自動で配置が変わる関係でフォントが小さくなって、若干その見えづらさというのはあるかと思ひますが、指定はしていません。

河野委員 スペースで提示していて、この中に収まるような形で皆さんが書いている。

高校教育課長 そうということです。逆に字が小さくなってそこに収まるという。

河野委員 逆に言うと、それを見た上で適切だと思ったということですよ。

高校教育課長 それから1点目は、オンラインでの実施ということです。昨年もオンラインで実施して、今年も実はそうだったのですが、やはりうまく入れない委員の方が1名程度出てしまうのです。ただ電話でのやりとりができますので、資料は事前にお送りしているため、見ていただけているという意味で言いますと、オンラインで行うことによつ

て大きな支障が出ることはないという状況です。ですから、わざわざお越しいただいて全体というところから、徐々にオンラインでの実施というところにシフトしていく、この可能性はあるというふうに思っています。

河野委員 確認なのですが、オンラインでうまく入れない場合は、それ同等のフォローというか意見も聞いているということによろしいですか。

高校教育課長 電話連絡をして、電話で意見聴取をさせていただいています。そして皆さんにもそれを共有しておりますので、参加していただいているのと同様のご意見はいただいているということです。

下城委員 他によろしいでしょうか。
今のオンラインの話で、私から一つよろしいですか。オンラインのときに、実際にはこの見本本、各教科に何冊も8冊10冊とあるでしょうから、膨大なものになってしまうのかもしれませんが、実際会議で集まったときにはこうやって平場で、少なくとも積んでおくということができるので、手に取って見られますが、オンラインのときはどうされたのですか。

高校教育課長 実際に実物をご覧になっていただくことは、やはりかなわないという状況です。したがって、手元にあるこの調査資料については全てお送りしていますので、基本的には資料をもとに見ていただくということになります。

下城委員 こういうものが、これだけ分厚いものを用意して。

高校教育課長 これらの資料は全てお送りしています。

下城委員 事前にお送りしているということですね。

笠原委員 今のことに関連して、どこかの場面で1回は教科書をご覧になっているという前提でいいのですか。その場ではないけれども、総合教育センターや（教科書）センターに行って確認はされているという前提でよろしいでしょうか。

下城委員 見本本の何か展示会みたいな。

高校教育課長 全ての本を全部ご覧になっているかという、数が非常に多いのです。

笠原委員 展示会に行って少なくとも令和4年度で採択される教科書の見本本をご覧になっている、そういう前提でいいのですかということです。

高校教育課長 基本的には、この資料の中で全て確認していただいているというところは我々とし

でも把握はできているのですが、具体的に、例えばPTA連合会の方が総合教育センターに足を運ばれてご覧になっているかというところは申し訳ありませんが、今、確認はできておりません。

河野委員　　今の笠原委員の質問に関連してなのですが、逆にもし委員の皆さんの中で「これをちょっと見て確認したいのだけれど」ということがあった場合は、こちらで提示できる環境ですか。

高校教育課長　それは提示することができます。

下城委員　　今の話は調査委員会の話なので、一番大事なのは現場の先生方ですよね。現場の先生方の各教科の先生方のお手元には見本本はあるわけですよね。

高校教育課長　各学校には見本本があります。

下城委員　　他によろしいでしょうか。それではよろしいようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長　　それでは、ただいまの臨教第22号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは、引き続き下城委員によろしく願いいたします。

下城委員　　それでは次に進行の関係から、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1　　「神奈川県内における公立夜間中学の開設等に関連して、義務教育を十分に受けていない方々に対する教育施設の充実を求める要望書」について

説明者　　古島こども教育支援課長

子ども教育支援課長　赤のインデックス、報告1をご覧ください。提出者は「神奈川・横浜の夜間中学を考える会」代表 安田隆氏です。夜間中学に関する要望書については、同団体から平成28年度から令和2年度まで、毎年度要望が出されてきました。令和3年3月には、同会に加え、神奈川県内で夜間中学に関した活動を行っている諸団体の連名で

要望が出され、文書で回答しました。要望内容は資料1ページ中段「[1]従来からある「中学校夜間学級等連絡協議会」および「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を発展させて、義務教育機会確保法第15条の「協議会」により近いものにし、特に、教育機会の確保等に関する支援を行っている民間団体の参加を実現してください。」ほか、2ページにかけて合わせて10点です。なお、団体からは文書での回答希望がありますが、回答期限は求められておりません。

県教育委員会では、令和4年4月の相模原市立の夜間中学の開設に向けて、市域外からも生徒が通える広域的な仕組みづくりについて、関係の市町村教育委員会とともに、中学校夜間学級設置準備協議会を設置し、スケジュール及び教員配置や費用負担など具体的な検討調整を進めています。また、県立神奈川総合産業高等学校の一部を、当分の間、相模原市立の夜間中学として活用できるよう現在改修工事を進めています。さらに、8月20日に第1回の相模原市主催による入学説明会を実施し、今後10月にかけて計4回、入学を希望される方や支援者の方を対象として、県立神奈川総合産業高等学校を会場として実施する予定です。入学者の決定に向けては、8月20日から入学希望申請書の受付を開始しており、11月中に面談の実施、12月中には令和4年度の入学者を決定していく予定です。これらのことを踏まえ、この要望書には事務局で回答していきます。

下城委員 では、ご質問がありましたらお願いします。

河野委員 事務的なことで基本的なことを教えてください。こちらは、宛先が知事と県議会議長とそれから教育長になっているかと思うのですが、それぞれ別々に回答するのですか。

子ども教育支援課長 県教育委員会の方で行います。

河野委員 まとめて。了解しました。

下城委員 他によろしいでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 8月20日の入学説明会には、どれぐらいの方が来てどのような質疑があったでしょうか。

子ども教育支援課長 8月20日には10組の方に申込みをいただき、9組の方にご参加いただきました。相模原市とそれ以外の地域の方も参加し、それぞれ参加いただいた皆さん、広域的な仕組みの参画に向けて検討されている市町村の方が来て、質疑の内容については、今、手元に資料がありませんが、皆さんしっかりと話を聞いていただいたと聞いています。

吉田委員 説明会に来られた中で、日本語を母国語としていない方のパーセンテージ、あるいは不登校等で中学校へ行かなかったけれど、すでに卒業しているそういった人たちの

割合はどれぐらいいらっしゃいましたか。

子ども教育支援課長 9組のご参加の方の中にそういった方がいらっしゃったということは把握しているのですが、割合までは把握しておりません。

下城委員 今のご質問、今後、入学される可能性があるわけだから把握される必要があると思いますので、よろしくお願いします。

子ども教育支援課長 承知しました。

下城委員 私が把握していないので聞かせてください。いよいよ2022年度に相模原市にて実現しましたと感謝の言葉を述べてあります。「いよいよ」と書いてあるのですが、この要望書自体は何年ぐらい前から出てきていたものがここで実現できたのでしょうか。

子ども教育支援課長 平成28年度から毎年度、要望書をいただいています。

下城委員 それで実現にこぎつけたということですね。
他によろしいでしょうか。

佐藤委員 既存の夜間中学で給食をしているところというのはあるのでしょうか。

子ども教育支援課長 県内ですと補食給食のような形で一部、主食と飲物のような補食を提供しているところがあります。県外については、デリバリーの形の給食等を対応しているところも中にはあります。

下城委員 要望書にそれが書かれていて、やはり今コロナ禍ですからそこは難しいとは思いますが、給食センターを作るとかの大事ではなくて、今おっしゃったデリバリーのような、アイデア次第では、夕方に集まってきてお腹をまず一つ満たしてから勉強に臨むというのは、とても良いことなのではないかなと思います。ひもじいまま勉強では頭に入らないし、あまり食べると眠くなるかもしれませんが、それは少し何か実現に向けて考えていきたいなと思ったところです。

子ども教育支援課長 今、設置準備協議会の中でそういったことも検討しているところです。

下城委員 よろしく申し上げます。他によろしいでしょうか。笠原委員よろしいですか。

笠原委員 引き続き、よろしくお願いします。

下城委員 それでは他にご質問がなければ、ここで議事について教育長にお願いします。

学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請しました。

＜高等学校、中等教育学校＞の対応についてです。夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底します。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定することとします。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とします。今後の感染状況により、必要に応じて分散登校ができるよう、校長はカリキュラム等の検討を行うこととします。

＜特別支援学校＞の対応についてです。夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底します。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定することとします。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】についてです。「(ア) 基本的な対応について」です。児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。「(イ) 学習活動について」です。緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続します。「(ウ) 部活動について」です。部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動します。感染リスクの高い活動は行わないこととします。以下、資料記載のとおりです。二つ目の○(丸)をご覧ください。県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定します。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定することとします。合宿及び県外遠征については、中止とします。以下、資料記載のとおりです。「(エ) 学校行事等について」は資料記載のとおりです。

「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。15ページの中段「オ」をご覧ください。8月9日に、知事メッセージが発出されたことを受け、現下の極めて厳しい新型コロナウイルス感染症の状況について、施設長と全ての職員が危機感を共有し、より一層適切な施設運営に努め、引き続き8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととしました。

「カ」ですが、8月17日に、緊急時事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底し、同様の対応を継続して行うこととしました。

「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に、感染力が強いデルタ株の影響に鑑み、県立学校においては、感染防止対策をより一層、強化・徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施し

ます。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策をさらに徹底し運営していきます。

16ページをご覧ください。16ページ以降の「参考1」「参考2」「参考3」については後ほどご覧いただければと思います。

最後に46ページの「参考資料」をご覧ください。東京2020大会における「学校連携観戦プログラム」に係る対応についてです。こちらについては、令和3年7月8日の5者協議において、オリンピックの無観客開催が決定し、本県におけるオリンピックの学校連携観戦プログラムへの不参加が確定しています。

また、パラリンピックについては、令和3年8月13日に海老名市が、17日に横浜市が「学校連携観戦プログラム」へ参加しない旨を決定しています。詳細の内容については、資料記載のとおりです。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問をよろしくお願ひします。

笠原委員 1点、今ご説明の中にあつた「感染防止対策をより一層、強化・徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保」という文章のくだりですが、我々もそうなのですが、今回のデルタ株の脅威というのでしょうか、マスコミ等からは聞いてはいますが、なかなかその辺のところについて、正確な情報をキャッチするのが難しいところもあるのですが、とは言え、生徒たちに対しても正しい知識をきちんと伝えて、自分自身がしっかりと身を守っていくのだという意識を高めていくということも重要だと思うのです。その辺りの対応をどのようにしているかについて教えてください。

指導部長 生徒あるいは保護者に向けてというところで、特に感染力が非常に強い変異株、デルタ株等に関しての注意喚起をするということでは、8月17日付けの通知を出させていただきましたが、その際に県教育委員会として、事務局として、各学校で校長等が生徒に夏休み明けの場面等で話をする場面があるので、そこで統一的にそういった点について話をさせていただけるように、こちらで一定程度内容を書き込んだひな型を用意して、それを適宜、学校の生徒の状況に合わせてアレンジしていただきながら、かつ、今の変異株等の対応、そういった危機感を共通で持っていただけるような場面は、しっかりお話いただくということでやっています。また、各ご家庭、保護者向けの通知文書、お知らせ、ご家庭でも感染対策のご協力をいただきたいところについて、それも同じような形で出していただけるようにひな型を用意しておりまして、各学校で生徒の始業のタイミングに合わせて、対応していただくようお願いしているところです。

支援部長 補足ですが、この通知については、参考として各市町村教育委員会の方にも送らせていただいております。

笠原委員 危機感を煽るというよりは、やはりきちんと、高校生ぐらいになれば現状を理解する力はもちろん十分あるかと思しますので、それらを踏まえて自ら行動していくということも必要なところだと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

引き続きもう1点よろしいでしょうか。この間継続して、特別支援学校の特に学校外での感染の状況というのは、今日の資料からも家庭内感染とほぼ同じくらいの割合になっていて、とは言え、お子さんたちの状況、保護者の方々の精神的な不安も含めて、そういう施設をご利用されるということも致し方ない状況かと思うのですが、その辺りへの働きかけというのは、具体的に何か変わっていることがあれば、また継続してなされていることがあれば教えてください。

支援部長 特別支援学校、お子さんへの配慮を、あるいは子どもの居場所の確保という意味で、保護者については昨年度の一斉休業をした際、またその後段階的な再開をしてからずっと、学校の方で相談窓口というか新型コロナウイルス感染症に関する相談については随時受け付けてきている状況です。やはり感染に対してものすごく不安でいらっしゃる方についても、気持ちを受け止める、聴くということと、一方、やはり保護者の仕事の関係や、そういった意味での放課後デイサービスの利用についても、個別相談をしながら対応しているという状況です。

笠原委員 引き続き、保護者の方の相談等に丁寧に対応しながら、感染防止も含めて対応いただければと思います。

下城委員 関連して、特別支援学校、居場所の確保ということが、やはりご家庭でも最大に重視されることだと思います。そういうことと言えば、学びの機会を途絶えないようにするという、それに向けて、我々県教育委員会、修学旅行とか学校行事とか、随分早くから神奈川県は中止若しくは延期という厳しくやってきた中で、一番目指してきたのは学びの保障ということ、機会を奪わないということだと思いますので、これからそれが休業明けになるということなのでしょうけれど、今配っていただいている資料で17ページあるいは20ページ、県立学校それから市町村立学校の感染者数、やはり7月、8月はほとんどもない数字になっていて、8月は途中ですよね。昨日、横浜市が夏季休業を31日まで延長するという。一体、出口をどうするのだろうと私は思いましたが、つまり31日で解除できるのか、あるいは9月12日で解除できるのかというそのときに、8月だけでもう800人ぐらいの小学生が感染しているということが報告されていたように思うのですが、数字が少し違うのですが、これは集計が追いついていないとかそういうことなのですか。

支援部長 この資料の一覧表、県立、それから市町村立が出ておりますが、資料の冒頭のところに記載しているとおり、今回の資料では8月19日時点で県教育委員会が把握している分の数値ということになります。県立学校についてはタイムリーに把握することが可能なのですが、市町村立学校の感染状況については、もともと県教育委員会で集約する仕組みというのはありません。ただ昨年度から、こうした状況を踏まえて、各市

町村教育委員会をお願いをして、各市町村教育委員会では直接文部科学省の方に感染者数や感染経路等、ある程度確定した時点で報告する仕組みがあるのですが、その際同時に県教育委員会の方にもそれを提供してもらうようお願いをして、今対応しています。委員お話のとおり、特に規模の大きい市町村の感染者数については、市が国に報告するタイミングというのがなかなかタイムリーというわけにいかないで、それに合わせてここに提示する数字になりますので、少しタイムラグが、特にこの8月については、委員お話のと通りの状況が生まれております。

下城委員

何が言いたいかという、つまり家庭内感染ですよ。学校は今夏季休業中なので、家庭でこれだけ。先ほど笠原委員からもありましたように、これから学校を開かなければいけない、学びを保障していかなければいけないということで、やはりより一層、子どもたちに対しての呼びかけをまずしなければいけない。必要なだろうと。それから、最初の報告でありましたけれども、県教育委員会としては、昨日横浜市が31日までの延長を決めて、東京の感染者数が減ったせいもありますけれど、神奈川県が全国一位になってしまったという状況の中で、関心は、今日、県教育委員会が何を打ち出すのだろうというところだと思うのですが。先ほどの最初の報告にあったように、時差通学それから短縮授業を組み合わせる、そういう対応にするというお話だったと思います。それはどうしてなのかという、それから他の県がどうしているか。小学校、中学校ではなくて高校です。高校がどうなのかということをお聞かせください。

指導部長

まず8月17日の時点で通知、今の報告資料にも記載をさせていただいていますが、その時点で「時差・短縮」にしたのは、生徒の登校時の感染リスクを回避すると。登校時、下校時ということです。それと学校に滞在する時間も少し短くすることによって、そのリスク低減を図っていく。そうしたことで「時差・短縮」としています。ただ、そこで臨時休業等にしていないことに関しては、高校生の場合、特にこの8月下旬以降、秋の時期に進路関係が大きな動きをしてまいります。その動きというのは全国一律の日程で動いていますので、そういったこともあります。例えば就職関係ですと、全国一律で9月5日までに志願先の企業に申込みを提出しなければならない。9月16日からは入社試験が開始される。あるいは大学や専門学校等の推薦等の入試もスタートしていくので、そういったことの説明ですとか、校内での選考といったことを9月にはスタートしなければならない。また、3年生のそういった進路関係もありますので、成績を確定させなければいけないと、そのような様々なことがあります。例えば8月下旬から9月頭に、そのための定期試験を組んでいるところもある。そうした様々な状況を踏まえて、まずは「時差・短縮」でスタートするという、その時点で示させていただいたものです。

なお、二つ目の他の県等の状況ですが、いろいろ検討されているところはあるのではないかと思います。今、公表されていて私どもが把握しているところでは、例えば近いところで東京都の都立高校については、時差通学の徹底、短縮授業、オンラインを活用した分散登校等、各学校において感染症対策を徹底して取り組んでいくというような形で、東京都は出しています。あと、近隣のところで茨城県については、

8月31日までに始まる一部の学校については、授業についてオンラインを入れていくということを出しています。また、群馬県が9月12日までの分散登校というところで公表している、といったようなところは把握をしています。臨時休業等をするということで公表されている高校については、今のところ私どもでは把握はしていません。

下城委員

やはり県教育委員会としては、現場の声を第一に、実情を第一に考えていかなければいけないと思っていますので、臨時休業などを上から下ろすというようなものではないと思いますので、これから考えていかなければいけないのだと思います。

ご質問は。河野委員。

河野委員

今ご説明いただいたように、特に高校生は国全体の動きというか、民間企業の就職に関する動きが関係してくるのかなと今思っていたのですが、併せて今このようなスケジュールを打ち出しているというのがよく分かりましたが、この臨時休業についてやはり新学学期に向けていろいろ気になるところはあるのですが、文部科学省の考え方が示されていると思うので、その辺りを教えていただけないでしょうか。

指導部長

8月20日付け、先週の金曜日付けで「小学校、中学校及び高等学校等における新学学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」という文書を文部科学省が出していて、その中で今回特にこの臨時休業というところに関しては「子供の健全やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべき」という形で明確に文部科学省は打ち出しています。なお「緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこと。」という形で、一斉臨時休業はすべきでない、学びの継続に取り組むべきである。これが文部科学省の考え方ということです。

河野委員

確認なのですが、ということは地域一斉の臨時休業は避けるべき、というのはある意味それぞれの県等に任されているという理解でよろしいのですか。

指導部長

最終的には設置者の判断というところはもちろんあるのだと思いますが、文部科学省のとらえとしては、特に高校生については、先ほど申し上げたような全国的な進路関係の動き等もあるというのは、多分十分承知された上でこれを出されていると思いますので、一斉の臨時休業というのはもちろん考えていないと。ただ、私どもずっと取り組んできましたが、学校内で感染者が出た、それがまた複数で、例えばクラスターになっているといったような場面では、保健所あるいは学校医の先生とも相談をしっかりとした上で適切な期間、その学校全体の臨時休業あるいは学年、学級といった段階での一部の臨時休業、そういったものについてはこれまでも適切に実施してきていると考えています。そうしたことで、感染拡大を抑えてきていると考えております。資料の中にもありますが、高校生の学校内感染の割合というのは、資料18ページのと

ころに県立学校の感染経路が示されておりますが、全国的には25%ぐらい高校生の学校内感染があると文部科学省でまとめていますが、神奈川県は県立高校においては学校内感染ということで、保健所で判断しているものは7%ということで、これまでそこについては抑えてきたのかなとは考えているところです。

河野委員 7%、比較すると少ないですね。引き続きよろしくをお願いします。

下城委員 今、文部科学省の通達の中に、オンラインを含めてハイブリッドでという、オンラインへの期待が上からはものすごくあると思うのですが、ただ現場はそれでできることとできないことがあると。特に進路とか、ナイーブな問題に関してはやはり最大限感染対策をした上で、子どもたちを呼んで対面というふうに現場の先生方は考えられるだろうと思うのですが、いかがですか。

指導部長 進路に関わる部分でも、もちろんオンラインを使いながら説明等を聞いてもらうといったようなところはできると思っています。ただ、個別に具体の相談を受けながら、例えば会社に提出する書類についてどう書いたらいいだろうかといったような具体的なところ、あるいは面接の練習をする、そういったところについてはどうしても対面の場面を設けざるを得ないというところがあるのかなと考えています。

下城委員 工業高校とか、専門高校がありますし、そういうところが小・中学校とは違うところですね。

指導部長 就職希望、学校によって大分割合が異なっています。就職希望の生徒の多い学校ですと、例えば100人を超える生徒が、3年生の中で割合としては例えば5割とか6割、就職希望がある学校もありますので、そうしたところはまさに8月下旬から9月上旬、中旬にかけて、この時期が就職での子どもたちの準備、指導、支援、その一番のピークの時期です。

下城委員 対策を注意して心がけて学校でやっていただくということで、今までの数字が7%ということだと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思います。
他にご質問はよろしいですか。

吉田委員 12ページとか14ページの上、3分の1ぐらいのところ「熱中症のおそれがある場合には」と書いてあるのですが、非常に細かいことで申し訳ないけれど、まず「熱中症予防を徹底するとともに」から入っていただきたいと思います。熱中症、診てもらえないからね。もう今、これで病院にかかろう、クリニックにかかろうと思ってもなかなか診てもらえない。熱が出たからといって発熱外来に行ったら、今発熱外来にかかった人の大体3分の1、場所によっては2分の1がもうPCRプラスになる。そういった中に単なる熱中症あるいは単なる風邪が入って、そこでもらっては元も子もないので、まず徹底するのは熱中症にならないような予防で、新型コロナウイルス感染

症の予防をするよりは熱中症予防の方がもっと簡単ですからね。是非スタートの時点で、それは徹底して熱中症予防を心掛けてということをお願いしたいと思います。また、これだけ多くなってくると、どこから感染したか等ということ調べることも自体が意味がないのだぐらいのことがもう言われている。確かに、あちこちで言うのですが、風邪をひきました、子どもから移った、妻から移った、会社の隣の人から移ったと、いろいろなことを言うけれど、現実問題ではどこから移ったか分からないのだよね。もう新型コロナウイルス感染症も同じような状態になってくるかと思いません。ここで言う話ではないと思うのですけれど。病院としても積極的にベッドを増やしています。一生懸命増やしています。でも、そんなことではとてもではないけれど追いついていない。ですから、感染者をいかに減らすかということの基準が今一番大事だと思うので、その辺のところもしっかり啓発して、校長がみんな生徒たちを集めて言うのだったら「あなたはPCRプラスですよ、隣の人もPCRプラスですよ、そう思った行動を取りなさい」ぐらいのことをお願いしたい、こんなふうに思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。

佐藤委員 学校のことを離れて、社会教育施設について質問させていただきたいと思います。生涯学習あるいは社会人教育という意味で、児童・生徒の学びの保障とともに、成人された方への学習機会の保障あるいは余暇時間の充実という点で博物館、美術館、図書館、社会的に大変重要な意味がある施設だと思っています。今までも消毒であるとか事前予約制の導入であるとか、様々工夫されていて職員の方が頑張っていていただいていると思うのですが、この状況が長引く中で、この時代に適応した、あるいはこのコロナ禍が収束した後も有効かもしれない一つの手段として、収蔵品のオンラインでの観覧であるとか、あるいは、例えば図書であればデリバリーの方策であるとか、あるいは講座もオンラインで開催するとかそういうような工夫は検討されているのでしょうか。その点伺いたいと思います。

生涯学習部長 当初、緊急事態宣言が起こったときに、我々、臨時休館という形をとらせていただきましたが、そのときに「おうちでミュージアム&ライブラリー」というような内容のものをやらせていただき、こちらの方で各館が所有するものや、やろうとしていた展覧会、それをオンラインで配信するというのをやらせていただいています。これは今も引き続き実施しておりまして、少しずつアーカイブ化して、その作品等もどんどん増やしているというようなことはさせていただいております。例えば図書館等ですと、基本的にいろいろな講座についてはかなりオンラインに切り替えておりまして、講師の方にいろいろとお話をいただいたものをオンラインで申込みをいただいて発信をするというようなこともやらせていただいています。これは今、確かにこういう形になっています。今後コロナ禍が落ち着いた中でも、やはりこういうのは館に必ず来ていただくというようなことも必要だと思いますが、どうしても距離的な部分でお越しいただけない方に有効な手立てだと思っておりますので、引き続きこういったこと

については、我々の方で取り組んでいきたいと思っております。

佐藤委員 人流を抑えるためにも広報をよろしくお願いします。

下城委員 人流を抑える、もちろん必要ですけれど、閉じ込められた感といいますか、そのことによる心理的な傷というのは大人も子どもも大変大きいという、そこをどう少しでも支援していけるかということですよ。考えていかなければいけないということだと思います。

他にはよろしいでしょうか。

とは言え、今、一連のご答弁をいただき、県教育委員会としてできることは、最大限学びの保障ということに向けて努力しながら、感染対策をしながらやっていくのだと。特に、高校の場合に夏休み明け、進路に関わるいろいろなこともあるのでということで、夏季休業明けの対応というのはこれまでのところ、時差通学と短縮授業という。よく分かりましたが、とは言え、さりながらデルタ株なのですね。この感染力のすさまじさ。子どもに感染するようになってしまっている。このことを踏まえて、今後というのはどのようにお考えなのでしょう。

教育長 8月17日の段階で、当面、時差通学、短縮授業という形を取らせていただいておりますが、感染状況、吉田委員からもお話がありましたが、デルタ株ということを考えていくと、やはりより安全、安心を図っていくために、どうしていけばいいのかと。これまで今年の1月から様々な形で学校は対応してきています。やはり、より安全、安心ということを考えて、次をどうしていくのか。それはしっかりと考えさせていただき、それほど時間も、多分余裕もないのかなと思いますが、考えさせていただいた上でご相談をさせていただき、やはりそうした状況にも来ているのだろうと、そういう強い危機感を私自身は持っております。また、いろいろな形でご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

下城委員 全国一位の感染者数になりましたけれども、とは言え、県教育委員会としては、全国一厳しくやってきたと言ってもいいぐらいの、修学旅行も延期、中止。オリンピック、パラリンピック関係も早々に不参加ということを決めてきたわけですから、何とかその中で学びの保障を、最大限念頭に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 議事の関係で、先ほどの報告1の夜間中学の関係で、追加の報告があるということですので、子ども教育支援課長からお願いします。

子ども教育支援課長 先ほど夜間中学の入学説明会についてご質問いただいたことについて、2点お答えいたします。1点目については入学説明会での質疑の主な内容ですが、夜間中学での実際の時程というか、流れについてをご質問いただいたことがありました。また、夜間中学の入学説明会に参加された方の割合ですが、外国籍等で日本の義

務教育に相当する教育を受けていない方に相当する方が約6割で、それから不登校等、様々な理由によって十分な教育を受けないまま中学校を卒業した方に当たる方が、約3割というところです。

教育長 よろしいですか。では、下城委員よろしくお願いたします。

下城委員 それでは次に、日程第1の臨教第23号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推進担当部長、指導部長、支援部長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定いたします。

(11時19分非公開の会議に入り、12時07分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和3年8月24日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第23号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行い、継続審議とした。

臨教第24号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第25号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第26号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。